



取適法の施行に向けた取組と 企業取引研究会の再開について

令和7年12月10日

取適法施行に向けた取組

企業取引研究会（令和7年7月～）

取適法施行に向けた取組

企業取引研究会（令和7年7月～）

下請法改正に向けた検討の経緯

「経済財政運営と改革の基本方針2024」（抜粋）

（令和6年6月閣議決定）

このため、独占禁止法の執行強化、下請Gメン等を活用しつつ事業所管省庁と連携した下請法の執行強化、
下請法改正の検討等を行う。

「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版」（抜粋）

（令和6年6月閣議決定）

また、事業所管省庁とも連携し、面的な執行による下請代金法の勧告案件の充実を図るとともに、
下請代金法の改正についても、検討する。

「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（抜粋）

（令和6年11月閣議決定）

新たな商慣習として、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させるため、下請法について、コスト上昇局面における価格据置きへの対応の在り方、荷主・物流事業者間の取引への対応の在り方、事業所管省庁と連携した執行を強化するための事業所管省庁の指導権限の追加等に関し、改正を検討し、早期に国会に提出することを目指す。

「企業取引研究会」（座長：神田秀樹東京大学名誉教授）

（令和6年7月～12月）

- 有識者検討会を開催し、下請法を中心に検討（公正取引委員会・中小企業庁の共催）
- 学識経験者、経済団体・消費者団体等の有識者計20名が委員として御参画
- 計6回の会合を開催し、令和6年12月25日に研究会報告書を取りまとめ・公表

近年の急激な労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇を受け、「物価上昇を上回る賃上げ」を実現するためには、事業者において賃上げの原資の確保が必要。

中小企業をはじめとする事業者が各々賃上げの原資を確保するためには、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」の実現を図っていくことが重要。

例えば、協議に応じない一方的な価格決定行為など、価格転嫁を阻害し、受注者に負担を押しつける商慣習を一掃していくことで、取引を適正化し、価格転嫁をさらに進めていくため、下請法の改正を検討してきた。

施行期日

令和8年1月1日

〈規制の見直し〉

（1）協議に応じない一方的な代金決定の禁止（価格据え置き取引への対応）

代金に関する協議に応じない、必要な説明・情報提供をしないことによる、一方的な代金額の決定を禁止

（2）手形払等の禁止

対象取引において、手形払を禁止。その他の支払手段（電子記録債権、ファクタリング等）についても、支払期日までに代金相当額を得ることが困難なものを禁止

（3）運送委託の対象取引への追加（物流問題への対応）

対象取引に、発荷主が運送事業者に対して物品の運送を委託する取引を追加

（4）従業員基準の追加（適用基準の追加）

従業員数300人（役務提供委託等は100人）の区分を新設

（5）面的執行の強化

事業所管省庁の主務大臣に指導・助言権限を付与。相互情報提供に係る規定を新設

〈「下請」等の用語の見直し〉

- ・題名について、以下のとおり改める。

「下請代金支払遅延等防止法」

⇒ 「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」
(略称：「中小受託取引適正化法」、通称：「取適法」)

- ・用語について、以下のとおり改める。

「下請事業者」⇒「中小受託事業者」、「親事業者」⇒「委託事業者」等

取適法施行に向けた準備状況について

改正対象法令（主要なもの）

政令

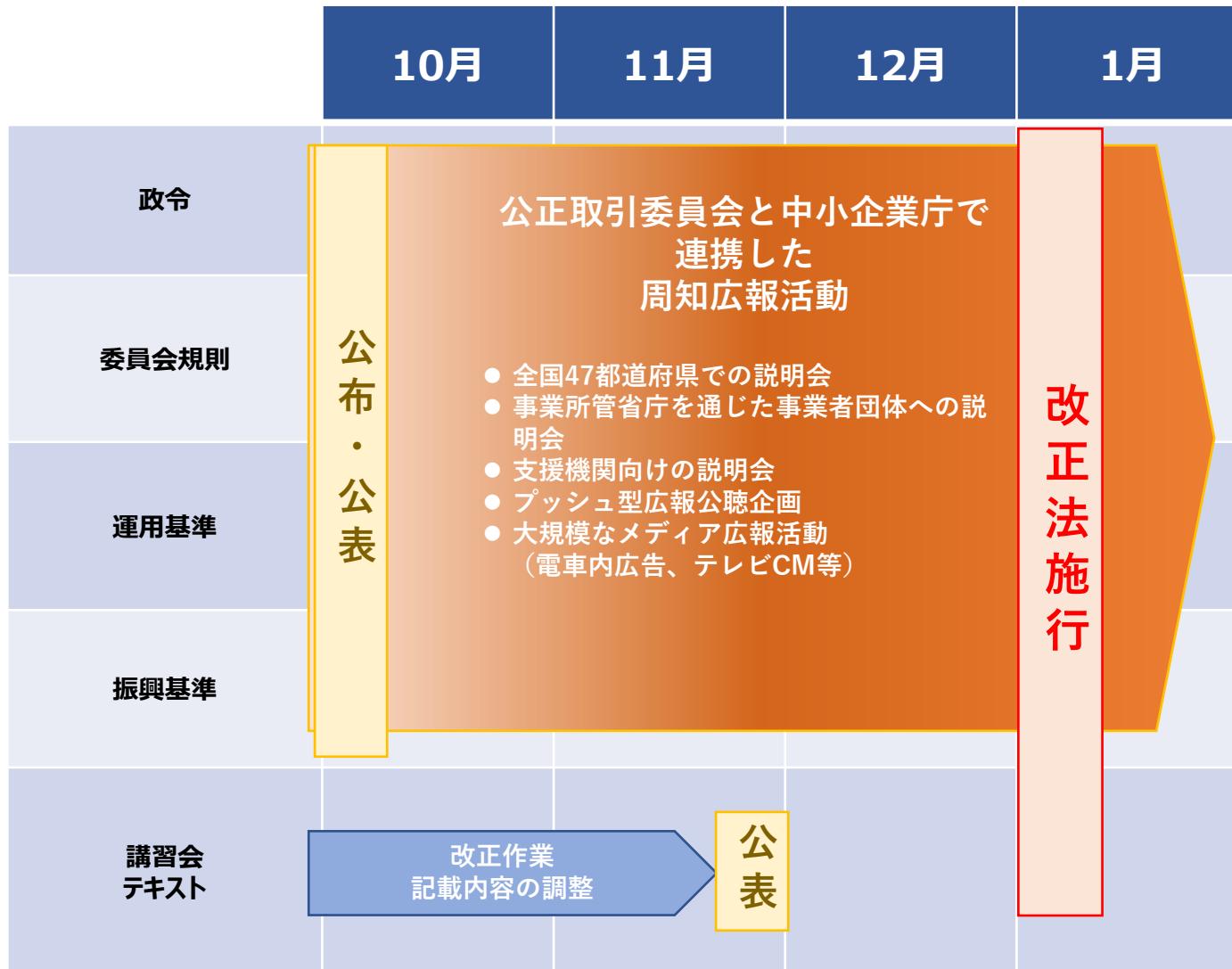
- 下請代金支払遅延等防止法施行令【施行令】**10/1 公布・公表**
- **規則（省令） 10/1 公布・公表**
- 下請代金支払遅延等防止法第三条の書面の記載事項等に関する規則【明示規則】
- 下請代金支払遅延等防止法第四条の二の規定による遅延利息の率を定める規則【遅延利息規則】
- 下請代金支払遅延等防止法第五条の書類又は電磁的記録の作成及び保存に関する規則【作成・保存規則】
- **訓令・通達等 10/1 公布・公表**
- 下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準【運用基準】

主な改正内容

◆ 題名・用語の改正等	政令	規則	運用基準
◆ 書面交付規定の見直し	政令	規則	運用基準
◆ 一方的な代金決定の禁止			運用基準
◆ 手形等の禁止			運用基準
◆ 特定運送委託の追加			運用基準
◆ 従業員基準の追加			運用基準

※その他、企業取引研究会で示された課題（振込手数料の負担の課題等）にも対応

下位法令等の整備スケジュール（予定）



【全国47都道府県における事業者向け説明会】

8月21日～12月中目処

- ・令和8年1月1日に施行する取適法の周知のため、全国47都道府県での説明会、関係省庁と連携した業種別説明会、業界団体向け説明会を実施。



【中小事業者団体向けの広報・広聴企画の開催】

- ・「取引改善のススメ」をテーマとして、受託事業者に労務費転嫁指針等の積極的な活用を促すための「出張！トリテキ会議」を全国各地で開催

【取適法の周知動画】

11月から順次公開

- ・各種媒体で周知動画の放映
(例：特設ページ、電車内広告、テレビCM等)
- ・ウェブ広告、SNSの活用

【実務に役立つ具体例の紹介】

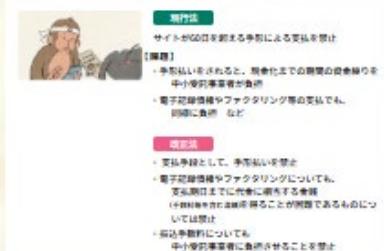
- ・取適法テキスト(11月公表)等により具体例の紹介

取適法の周知動画について

日本人なら誰もが知っている桃太郎の物語をモチーフとした動画を配信し、取適法の周知を図っています。

CHECK!

改正ポイントを項目ごとに理解しよう。



CHECK POINT 法改正に伴い名称変更・用語の見直しも！

下請法→中小受託取引適正化法(取適法) 親事業者→委託事業者
下請振興法→受託中小企業振興法(振興法) 下請事業者→中小受託事業者

取適法5つの改正ポイント

1. 協議に応じない一方的な価格決定の禁止
2. 手形払い等の禁止
3. 適用基準に従業員基準を追加
4. 対象取引に特定運送委託を追加
5. 面的執行の強化

振興法4つの改正ポイント

1. 多段階の事業者が連携した取組への支援
2. 国・地方公共団体の責務規定新設
3. 主務大臣による権限強化「勅認」
4. 適用対象の追加

改正内容の詳細は
WEBサイトを確認！



国土交通省との合同荷主パトロール等について

01

取適法の執行連携

取適法の施行に伴い、事業所管省庁による指導が可能となる。

公正取引委員会では、事業に関する専門的知見を有する事業所管省庁に対し、法執行の連携を図っていく「執行連携」を進めている。その他、取適法の施行に向けた関係省庁との連携強化を進めており、その一環として、国土交通省との合同荷主パトロール等を実施するもの。

02

合同荷主パトロール等

国土交通省が物流分野全体の取引環境の適正化のために実施しているトラック・物流Gメンによる「集中監視月間」において、荷主事業者等による取適法の違反行為や改正物流法の違反原因行為の未然防止等の観点から、公正取引委員会本局又は地方事務所等と各地方運輸局が全国規模で連携し、荷主事業者等の営業所、物流拠点に対する合同荷主パトロールや高速道路のS A・P A等におけるトラックドライバーに対する聴取り等を実施。また、全運輸局のGメンを東京に集結し、公正取引委員会本局との合同で都内での大規模パトロールを実施。

実際の様子

北海道事務所の取適法担当官らが、国土交通省のGメンとともに高速道路のS A等でトラックドライバーに対する聴取りや取適法の周知活動をしている様子（令和7年10月3日）。



03

法執行を通じた事業所管省庁との連携

1 概要

- 公正取引委員会では、中小企業に不当に不利益を与える下請法違反行為には勧告等を行い、迅速かつ厳正に対処。
- 個別の事業者への勧告の際には、サプライチェーン全体での取引適正化や、業界での悪しき慣習の見直しのために、事業所管省庁と連携した業界への働きかけを積極的に実施。
⇒個別の下請法違反事件への対処という「点の取引適正化」を「面の取引適正化」に繋げている。

2 これまでの具体的な取組

大阪シーリング印刷株式会社

下請事業者に対し、受入検査で問題がないとしたにもかかわらず、**24,600回**のデザインのやり直しを**無償**でさせていた。（令和6年6月19日 勧告）

ナイス株式会社

下請事業者に対し、「リベート」等として、下請代金の額から**約2320万円**を減じていた。（令和6年10月23日 勧告）

トヨタ自動車東日本株式会社

下請事業者に対し、**440個**の金型等を長期間**無償**で保管させていたほか、一括生産部品**777個**を受領せず、**無償**で保管させていた。（令和7年10月31日 勧告）

三菱ふそうトラック・バス株式会社

下請事業者に対し、**5,694個**の金型等を長期間**無償**で保管させていたほか、金型等の棚卸作業を行わせていた。（令和7年11月13日 勧告）

経済産業省と連携した働きかけ

農林水産省（林野庁）と連携した広報

経済産業省と連携した働きかけ

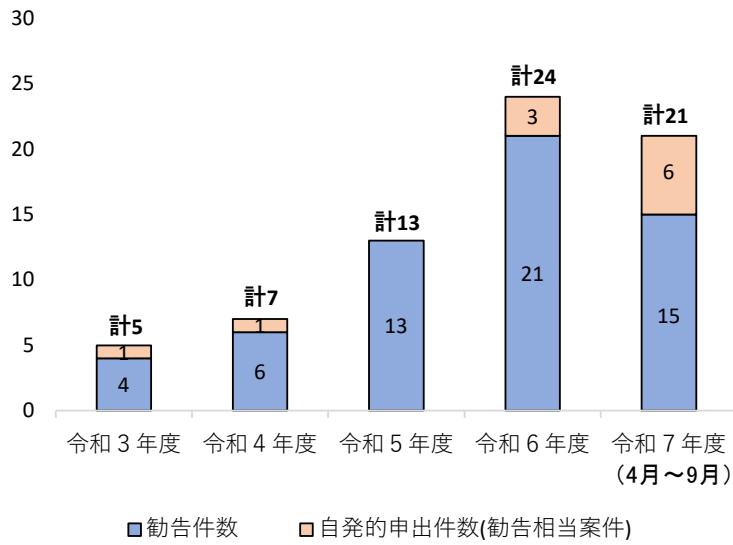
全日本シール印刷協同組合連合会による**業界自主点検**

事業者団体を含む官民合同の協議会にて**講演**（全国8ブロック）

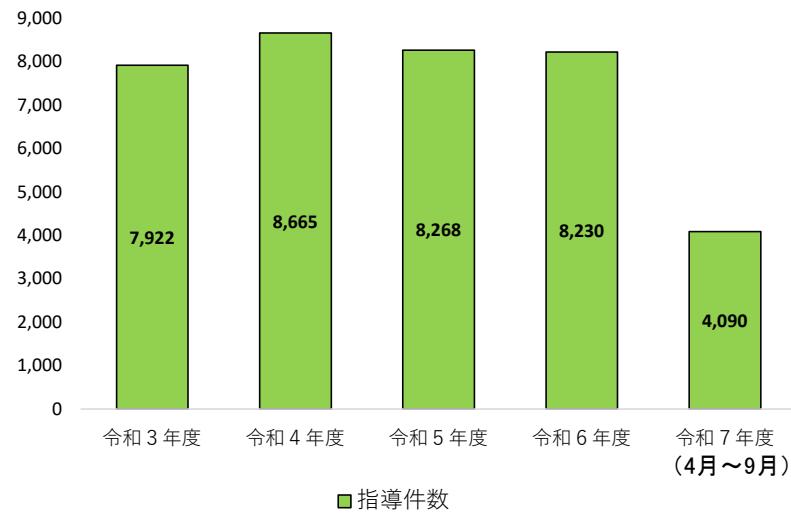
日本自動車工業会に対し、**法令遵守の徹底等を要請**

最近の執行状況について

勧告件数及び自発的申出件数（勧告相当案件）の推移 [単位：件]



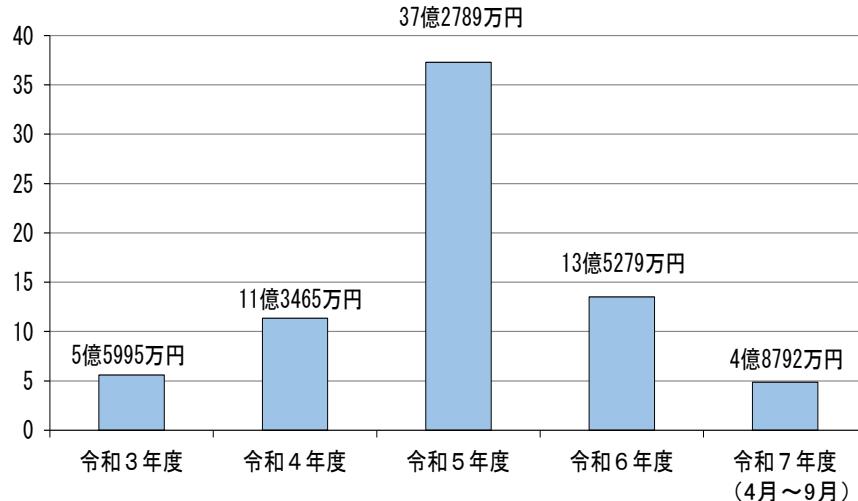
指導件数の推移 [単位：件]



自発的申出の件数及び自発的申出による原状回復の金額等

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (4月～9月)
新規に受けた自発的な申出の件数	32件	23件	39件	32件	17件
処理した自発的な申出の件数	34件	20件	39件	36件	14件
自発的申出による原状回復の金額	1億4896万円	8億2106万円	7770万円	3億5328万円	1億4026万円
自発的申出により原状回復を受けた下請事業者数	433名	91名	2,158名	525名	758名

原状回復額の推移



取適法施行に向けた取組

企業取引研究会（令和7年7月～）

＜企業取引研究会の開催趣旨＞

- 下請法の改正により価格協議に応じない一方的な代金決定や手形払等を禁止するほか、適用基準への従業員基準の追加、発荷主が運送事業者に対して運送を委託する取引を適用対象に追加することなどが盛り込まれた。これらを適切に運用することにより、委託事業者・中小受託事業者間の取引適正化に大きく寄与するものと考えている。
- 一方で、適切な価格転嫁をサプライチェーン全体で定着させていくためには、取適法の対象となる取引に限らず、サプライチェーン全体における取引の実態や多様な商慣行にも広く目を向け、実効的な取組を進めていくことが不可欠である。
- そのため、サプライチェーン全体での適切な価格転嫁の環境整備や支払条件の適正化、物流に関する商慣習の問題に対する更なる対応、知的財産・ノウハウの取引適正化など「企業取引研究会報告書」において示された課題に対応し、取引環境を整備する観点から、優越的地位の濫用規制の在り方を中心に検討することを目的として「企業取引研究会」を再度開催している。

構成員

海内	美和	海内工業株式会社 代表取締役社長
魚住	康博	日本経済団体連合会 経済基盤本部長
及川	勝	全国中小企業団体中央会 常務理事
岡室	博之	駒澤大学経済学部 教授
加藤	正敏	日本商工会議所 理事・産業政策第一部長
加毛	明	東京大学大学院法学政治学研究科 教授
神田	秀樹	東京大学 名誉教授
郷野	智砂子	全国消費者団体連絡会 事務局長
鈴木	純	帝人株式会社 シニア・アドバイザー、 経済同友会 副代表幹事
高岡	美佳	立教大学経営学部 教授
滝澤	紗矢子	東京大学大学院法学政治学研究科 教授
多田	英明	東洋大学 副学長 法学部 教授
中島	宏	関西経済連合会 理事 経済調査部長
仁平	章	日本労働組合総連合会 総合政策推進局長
原	悦子	アンダーソン・毛利・友常法律事務所 外国法 共同事業 パートナー弁護士
廣田	実	全国商工会連合会 産業政策部長
松田	世理奈	阿部・井窪・片山法律事務所 パートナー弁護士
若林	亜理砂	駒澤大学大学院法曹養成研究科 教授
渡辺	努	東京大学 名誉教授
渡邊	弘子	富士電子工業株式会社 代表取締役

(オブザーバー)

金融庁、農林水産省、経済産業省、国土交通省

研究会主要論点

- サプライチェーン全体での適切な価格転嫁の環境整備
- サプライチェーン全体での支払条件の適正化
- 物流に関する商慣習の問題に対する更なる対応

概要

- 令和6年度研究会において、知的財産・ノウハウに関する行動規範を示す必要性について御提言いただいた。
- 骨太の方針2025において、「中小企業の知的財産への侵害に関する実態調査を行い、独占禁止法上の指針を策定するほか、知財経営支援ネットワークを通じたリテラシーの向上等に取り組む。」とされた。（令和7年6月閣議決定）
- 取引環境の整備の観点から、優越的地位の濫用規制の在り方を中心に検討している企業取引研究会において、知的財産・ノウハウの取引適正化に関する専門的な議論を行うため、同研究会の下で、知的財産取引適正化ワーキンググループを開催している。

構成員

<委員（五十音順）>

- ・ 泉 克幸 関西大学総合情報学部 教授
- ・ 鮫島 正洋 弁護士法人内田・鮫島法律事務所
代表パートナー弁護士・弁理士
- ・ 名倉 啓太 弁護士法人淀屋橋・山上合同弁護士
- ・ 林 いづみ 桜坂法律事務所 弁護士【座長】
- ・ 松田世理奈 阿部・井窪・片山法律事務所
パートナー弁護士
- ・ 松橋 卓司 株式会社メトロール代表取締役

<オブザーバー>

- ・ 東京都知的財産総合センター
- ・ 独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）
- ・ 日弁連知的財産センター
- ・ 日本経済団体連合会
- ・ 日本商工会議所
- ・ 日本弁理士会
- ・ 内閣府知的財産戦略推進事務局

（参考）令和6年度研究会報告書

- 第2 デフレ型の商慣習からの脱却に向けて
- 2 独占禁止法（優越的地位の濫用）・下請法の運用・執行の見直し
- (4) 知的財産・ノウハウの取引適正化に関する論点
ウ 解決の方向性
知的財産権やノウハウを無償又は低廉な価格で吸い上げられることを防がなければ、事業者間の格差が固定化し、インベーションが起きにくくなると考えられるため、具体的な知的財産・ノウハウの取引適正化に関する行動規範を示す必要がある。

前回の知財取引の実態調査から時間も経過しており、また、調査内容も製造業に限られている。今後、幅広い業種を対象とした実態調査を改めて行い、調査結果を踏まえ、独占禁止法のガイドラインや下請法の運用基準の見直しにつなげることが必要である。

また、この問題は「ルールを作って終わり」にしてはならない。ガイドラインで示した内容が遵守されるような実効性のある取組も併せて講じていくべきである。